

平成 23 年 9 月定例会議員提出議案第 1 号「鳥取県産業振興条例」の一部を次のように修正する。

次の表の修正前の欄に掲げる規定を同表の修正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり修正する。

修正後	修正前
<p>(目的) 第 1 条 この条例は、事業者が本県経済の発展において果たす役割の重要性にかんがみ、産業の振興に関し、基本理念を定め、<u>県の責務、事業者、支援団体及び大学等の役割等を明らかにするとともに、産業の振興に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、足腰の強い産業を育成し、もって県内における経済の発展並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義) 第 2 条 この条例において「事業者」とは、<u>県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設（以下「県内事務所等」という。）を有して事業活動を行う者をいう。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「大学等」とは、<u>県内に所在する大学、高等専門学校その他の研究機関をいう。</u></p> <p>4 この条例において「<u>県産品利用</u>」とは、<u>県内において生産された農林水産物、加工品等及び県外において生産された当該農林水産物を主たる原材料とする加工品を県内外で消費することをいう。</u></p> <p>5 この条例において「<u>ブランド</u>」とは、<u>他の商品等との差別化を行うことにより、市場における競争力が高められる付加価値をいう。</u></p> <p>6 略</p> <p>(基本理念) 第 3 条 産業の振興は、次に掲げるところを基本として行われなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 県、市町村、支援団体、大学等、金融機関及び<u>県民の連携協力</u>により推進されること。 (4) 略</p>	<p>(目的) 第 1 条 この条例は、事業者が本県経済の発展において果たす役割の重要性にかんがみ、産業の振興に関し、基本理念を定め、<u>県、事業者及び支援団体の責務、大学等の役割等を明らかにするとともに、産業の振興に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、足腰の強い産業を育成し、もって県内における経済の発展並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義) 第 2 条 この条例において「事業者」とは、<u>県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設（以下「県内事務所等」という。）を有して事業活動を行なう者をいう。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「大学等」とは、<u>大学、高等専門学校その他の研究機関をいう。</u></p> <p>4 略</p> <p>(基本理念) 第 3 条 産業の振興は、次に掲げるところを基本として行われなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 県、市町村、支援団体、大学等、金融機関及び<u>県民の協力</u>により推進されること。 (4) 略</p>

(事業者等の役割)

第5条 略
2及び3 略

(基本方針)

第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、産業の振興に関する施策を講ずるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 県産品利用の促進を図ること。ただし、農林水産物の加工品については、県内で生産された農林水産物の加工品であって、既にブランドが創出され、又は新たにブランドを創出しようとするもの及びそれを生産することにより県土の保全に寄与するものに重点を置きつつ促進を図ること。

(7)及び(8) 略

(9) 事業者の商品等におけるブランドの創出を図ること。

(10)～(12) 略

2 県は、前項の基本方針に基づき事業者に対する施策を講ずる場合には、当該事業者が県内に本店又は主たる事務所を有するもの(以下「県内事業者」という。)であるかどうか及び当該事業者(県内事業者を除く。)が県内事務所等を有して事業活動を行うことにより、当該県内事務所等の存する地域の経済の振興又は雇用の確保に当たって貢献をしているかどうかを考慮するものとする。

(県の予算執行上の配慮)

第9条 知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)は、工事及び委託業務の設計及び発注並びに物品等の調達に当たっては、自らの予算執行が県民生活の安定及び向上に資するのみならず、県内の経済及び産業の育成に与える影響が大きいことにかんがみ、過度な財政負担とならない範囲内において、県内事業者又はそれらが参加する事業者が入札に参加しやすい環境を整備し、並びに県内の人材及び物品等を積極的に活用し、又は使用するよう配慮するものとする。

2及び3 略

(事業者等の責務)

第5条 略
2及び3 略

(基本方針)

第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、産業の振興に関する施策を講ずるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 地産地消(県内において生産された農林水産物、加工物等を県内で消費することをいう。)の促進を図ること。

(7)及び(8) 略

(9) 事業者の商品等におけるブランド(他の商品等との差別化を行うことにより、市場における競争力が高められる付加価値をいう。)の創出を図ること。

(10)～(12) 略

2 県は、前項の基本方針に基づき事業者に対する施策を実施する場合には、当該事業者が県内に本店又は主たる事務所を有するもの(以下「県内事業者」という。)であるかどうか及び当該事業者(県内事業者を除く。)が県内事務所等を有して事業活動を行なうことにより、当該県内事務所等の存する地域の経済の振興又は雇用の確保に当たって貢献をしているかどうかを考慮するものとする。

(県の予算執行上の配慮)

第9条 知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)は、工事及び委託業務の設計及び発注並びに物品等の調達に当たっては、自らの予算執行が県民生活の安定及び向上に資するのみならず、県内の経済及び産業の育成に与える影響が大きいことにかんがみ、過度な財政負担とならない範囲内において、県内事業者又はそれらが参加する事業者が入札に参加しやすい環境を整備し、及び県内の人材、物品等を積極的に活用し、又は使用するよう配慮するものとする。

2及び3 略